

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえ、店舗を訪れる市民、観光客、従業員の安全安心を図るため、市内に店舗、事務所、作業所等を有する事業者に対し、感染症防止対策の経費の助成を延長します。詳細等、ご不明な点をご相談ください。

### 補助対象経費

- ① 換気扇、窓、網戸の設置費、間仕切りの設置、座席の改修工事など
  - ② 非接触型体温計、自動消毒器など衛生用備品の購入経費
  - ③ パーテーションなど飛沫防止用備品及び原材料費
- ※ 感染症対策に係る備品購入費、原材料費、工事費が補助対象となり、マスク、消毒液、手袋、フェイスシールドなど消耗品は補助対象外です。

### 補助率、補助限度額

補助対象経費の4/5、補助限度額は1事業者あたり200千円です。

※令和2年度に申請をしている事業者は、過去の申請を含めて200千円までの申請が可能となります。

(例: R2年度中の補助金受給額、10万円の場合、残り10万円分の申請が可能)

※令和2年度に地域公共交通運行継続支援金、障がい福祉サービス事業者感染症対策支援金、介護サービス事業者感染症対策支援金、医療機関感染症対策支援金、宿泊施設感染症対策支援補助金の補助制度をご利用の方は、本補助金は対象外となります。

□ お問い合わせ先 商工労働課0152-44-6111 内線(292、339)

- ・換気扇、窓、網戸の設置費(新たに設置するもの)
  - ・サーキュレーター、扇風機、空気清浄機(ウイルス除去機能が搭載されたもの)の購入費 ※エアコンは対象外です。
  - ・密を避けるための間仕切りの設置、固定された座席の改修費用(イス、テーブルなどの備品購入費は対象外です。)
  - ※増築工事や壁紙の張替え、塗装工事は対象外です。
  - ・飛沫防止用パーテーションの購入費(自己製作の場合は原材料費)
  - ・自動式手洗い場の設置・改修費用
  - ・トイレの人感センサー付き照明器具の設置費用
  - ・自動消毒器の購入費
- 
- ・非接触型体温計、サーモグラフィの購入費、検温システムの導入費
- 
- ・距離を保つための案内板の設置費
- 
- ・感染症対策、テレワークなどに係る社内研修経費